



【重要】被災家屋等の解体申請の受付窓口は 4/1より場所・連絡先が変わりました

環境省では、双葉町の特定帰還居住区域において、東日本大震災及び長期避難に伴い荒廃した被災家屋等の解体申請を受け付けています。

令和8年4月1日(水)から受付窓口の場所や連絡先が以下のように変わりましたのでお知らせします。

| | |
|---|---|
| <p>3 月 31 日 まで</p> <p>令和 8 年</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 双葉町窓口（いわき支所隣接） ☎0120-773-275 いわき市東田町2丁目19-3 トークビル1-A号棟 |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; color: red; font-weight: bold;">令和8年4月1日から</p> | <p>【常設窓口】 来所される際は、事前にお電話で予約いただくことをお勧めします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浜通り南窓口 ☎0120-773-275 いわき市平字小太郎町1-6 いわきセンタービル6階 JRいわき駅から約700m（徒歩約10分） ※車でお越しの方は「いわき市平十五丁目駐車場」をご利用ください。受付窓口には駐車券をお持ちいただくと無料になります。 ・ 浜通り北窓口 ☎0120-603-016 浪江町大字権現堂字上続町12 朝田ビル1階 JR浪江駅から約200m（徒歩約3分） ※車でお越しの方はビル裏口駐車場をご利用ください。 ・ 双葉町役場いわき支所1階（毎週火・金に開設※） ※他の曜日に来所を希望される場合はご相談ください。 ☎0120-773-275 いわき市東田町2丁目19-4 <p>【ご希望に応じて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 双葉町役場本庁舎 ・ 申請者様のご自宅 等にお伺いします。 <p>お気軽に☎0120-773-275までご連絡ください。</p> <p>受付時間は月曜～金曜日（土日祝日、年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時15分です。</p> |

(参考)

環境省ホームページ https://fukushima.env.go.jp/topics_00155.html

双葉町ホームページ <https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/10676.htm>

環境省QRコード



対象家屋（次の1、2、3のすべてに該当する家屋が対象となります。）

1. 対象範囲

特定帰還居住区域及びその周辺に位置する家屋等

※特定復興再生拠点区域内の解体申請は、令和5年8月31日をもって締め切りました。

2. 対象家屋等

東日本大震災及び長期避難に伴い荒廃した

住家、倉庫、物置、納屋、畜舎、農業用ハウス、事務所、店舗 等

※法人所有の家屋等については中小企業基本法第2条に定める中小企業が所有するものに限りません。

3. り災証明

双葉町で交付する「り災証明書」において「半壊」以上の判定であること。

（り災証明書については、双葉町戸籍税務課（0240-33-0132）または双葉町いわき支所（0246-84-5200）までお問い合わせください。）

※解体の意向がある場合は、家屋等の除染は行わないで下さい。

環境省が除染した家屋等は環境省の解体の対象にはなりません。

解体申請方法

- 解体申請書は解体申請受付窓口へ提出してください。解体申請書の様式は解体申請受付窓口にて用意しています。
- 解体申請に関する質問等も解体申請受付窓口にお問い合わせください。
- 解体申請に必要な書類をそろえるのに時間を要する場合があります。**解体の意向がある方は、解体申請受付窓口にご相談ください。**
- 相続登記されていない等、家屋等の権利関係で解体申請を悩まれている方も**、解体申請ができる場合がありますので、**解体申請受付窓口にご相談下さい。**
- 解体申請受付窓口への来訪が難しい場合は、**郵送等で解体申請書を受け付けます。**

解体申請に必要な書類

- ① 身分証明書の写し（運転免許証等）
- ② 家屋等の「り災証明書」写し※
- ③ 家屋等の所有者がわかる書類（固定資産税 名寄帳 兼 課税台帳※ 等）
- ④ 印鑑
- ⑤ 解体申請を行う家屋等の外観が確認できる写真
- ⑥ 他の権利者の同意書 等

※②及び③については双葉町戸籍税務課（0240-33-0132）または双葉町いわき支所（0246-84-5200）までお問い合わせください。

解体申請に関する注意点

- 1) 原則、**対象となる家屋等の所有者（東日本大震災発生時の所有者）**が申請人となります。
- 2) 代理人による申請の場合は、家屋等の所有者との関係を確認させていただきます。
- 3) **除染を実施した家屋等は原則、解体申請の対象になりません。**
- 4) 解体希望の家屋等の中に、東京電力ホールディングス株式会社の賠償手続きがお済みでないものがある場合は、事前に東京電力ホールディングス株式会社にご相談されることをおすすめします。
- 5) 家屋等の相続手続きがされていない場合、家屋等を共有されている場合、家屋等の敷地を借りている場合、家屋等に抵当権が設定されている場合、賃貸住宅の場合等、解体申請を行うときに、**他の権利者の同意**が必要になる場合があります。**家屋等の権利の関係で解体申請を悩まれている方も解体申請受付窓口にご相談下さい。**

【環境省担当】

福島地方環境事務所 環境再生課
浜通り中支所

024-573-7330（代表）
0240-23-7780

